

令和2年2月20日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教 育 政 策 課
2	令和2年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
3	令和元年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
4	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
5	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
6	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
7	山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の制定についての意見の申出について	教 育 政 策 課
8	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
9	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
10	山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定についての意見の申出について	教 職 員 課
11	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申し出について（報告承認）	高 校 教 育 課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和元年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和2年(2020年)2月20日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口県立萩商工高等学校	教頭	小林 孝史	31年	令和2年1月18日 死亡退職
山口県立豊北高等学校	教諭	小田 孝司	33年	令和2年2月15日 死亡退職

議案第2号

令和2年度山口県一般会計予算についての意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和2年（2020年）2月20日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令和 2 年 (2020年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 2 年 2 月 1 7 日付け平 3 1 財政第 1 1 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

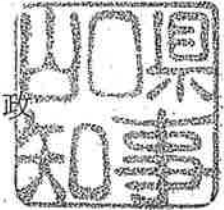
- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和2年度山口県一般会計予算

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費	126,013,993	21,940,625	3,348,000	4,281,022	96,444,346
項) 教育総務費	19,417,738	2,527,717	2,213,000	1,117,737	13,559,284
目) 教育委員会費	7,049	0	0	0	7,049
事項) 教育委員会運営費	7,049				7,049
目) 教育総務費	5,404,108	2,341,172		853,029	2,209,907
事項) 職員給与費	2,647,043	0	0	831,617	1,815,426
事項) 教育庁運営費	213,148	4,500		1,550	207,098
事項) 文教施策普及費	306				306
事項) 文教施設整備指導費	3,320	3,320			
事項) 奨学法人助成費	21,213	648		19,525	1,040
事項) 県立高校生等奨学事業費	245,061	81,686			163,375
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,252,863	2,251,018		3	1,842
事項) 義務教育課運営費	21,154			334	20,820
目) 教職員及び学校管理費	13,017,866	13,566	2,213,000	152,536	10,638,764
事項) 教職員福利厚生費	4,494				4,494
事項) 教職員健康管理費	100,535			4	100,531
事項) 教職員住宅管理費	36,463			37,593	△ 1,130
事項) 共済組合事務費交付金	87,903				87,903

事項) 学校管理費	102,270	13,566	0	100,724	△ 12,020
事項) 教職員人事給与管理費	28,809			13,171	15,638
事項) 教職員退職手当給付費	12,060,685		2,213,000		9,847,685
事項) 災害補償費	95,057			1,044	94,013
事項) 児童手当給付費	501,650				501,650
目) 教育指導費	728,570	148,568	0	111,166	468,836
事項) 学校指導管理費	4,589	1,086	0	4	3,499
事項) 教科指導充実費	530				530
事項) 教育内容研究推進費	211,644	10,485	0	77,045	124,114
事項) 幼児教育充実費	6,085	5,111		675	299
事項) 児童生徒健全育成費	407,006	131,606	0	30,067	245,333
事項) 教職員資質向上対策費	3,572	280		3,375	△ 83
事項) 情報教育推進費	95,144				95,144
目) 教育振興費	37,656	13,833	0	0	23,823
事項) 特別支援教育振興費	36,865	13,833			23,032
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	471				471
事項) 産業教育振興費	320				320
目) 教育研修所費	172,788	10,578	0	1,006	161,204
事項) 教育研修所管理運営費	92,525			433	92,092
事項) 教職員等研修費	45,051	8,928		560	35,563
事項) 新規採用教員等研修事業費	21,843				21,843
事項) 教育調査研究費	605				605

事項) 教育相談実施費	12,764	1,650		13	11,101
目) 恩給及び退職年金費	49,701	0	0	0	49,701
事項) 恩給及び退職年金	49,701				49,701
項) 小学校費	41,204,531	10,925,092	0	4,465	30,274,974
目) 教職員費	41,204,531	10,925,092	0	4,465	30,274,974
事項) 教職員給与費	40,842,116	10,860,085		4,459	29,977,572
事項) 非常勤職員給与費	248,107	65,007		6	183,094
事項) 教職員旅費	114,308				114,308
項) 中学校費	25,694,914	6,724,128	0	4,136	18,966,650
目) 教職員費	25,694,914	6,724,128	0	4,136	18,966,650
事項) 教職員給与費	25,267,368	6,639,420		4,135	18,623,813
事項) 非常勤職員給与費	290,472	84,708		1	205,763
事項) 教職員旅費	137,074				137,074
項) 高等学校費	25,068,616	5,605	1,094,000	2,794,452	21,174,559
目) 高等学校総務費	21,782,692	105	0	2,633,010	19,149,577
事項) 教職員給与費	20,856,523	105		2,619,661	18,236,757
事項) 非常勤職員給与費	787,431			13,349	774,082
事項) 教職員旅費	138,738				138,738
目) 全日制高等学校管理費	1,888,117	5,500	0	161,394	1,721,223
事項) 財産管理費	335,619			10,057	325,562
事項) 産業教育設備費	124,670				124,670
事項) 理科数学教育設備費	7,830	3,915			3,915

事項) 一般管理費	1,078,995	1,585		69,734	1,007,676
事項) 実験実習費	341,003			81,603	259,400
目) 定時制高等学校管理費	36,000	0	0	48	35,952
事項) 一般管理費	36,000			48	35,952
目) 実習船運営費	116,154	0	0	0	116,154
事項) 実習船運営費	116,154				116,154
目) 学校建設費	1,242,526	0	1,094,000	0	148,526
事項) 校舎改築費	786,493		736,000		50,493
事項) 大規模改造事業費	262,154		250,000		12,154
事項) 施設改造費	193,879		108,000		85,879
事項) 土地購入整備費	0				
目) 通信教育費	3,127	0	0	0	3,127
事項) 一般管理費	3,127				3,127
項) 特別支援学校費	12,443,143	1,662,734	41,000	22,590	10,716,819
目) 特別支援学校費	12,443,143	1,662,734	41,000	22,590	10,716,819
事項) 財産管理費	78,183				78,183
事項) 施設整備費	221,989		41,000		180,989
事項) 一般管理費	205,132	0	0	1,148	203,984
事項) 実験実習費	21,038			3,488	17,550
事項) 教材費	66,790				66,790
事項) 設備充実費	14,069				14,069
事項) 教職員給与費	10,678,949	1,564,085		832	9,114,032

事項) 非常勤職員給与費	385,868			530	385,338
事項) 教職員旅費	34,211				34,211
事項) 就学奨励費	195,837	98,649			97,188
事項) 通学対策費	541,077			16,592	524,485
項) 社会教育費	1,595,778	65,068	0	148,261	1,382,449
目) 社会教育総務費	976,876	57,728	0	120,808	798,340
事項) 職員給与費	784,053	5,732	0	95,918	682,403
事項) 社会教育運営費	2,813				2,813
事項) 生涯学習活動推進費	30,315			882	29,433
事項) 成人教育振興費	771				771
事項) 青少年教育振興費	131,788	50,196		7,570	74,022
事項) 県民運動推進費	0				
事項) 人権教育管理運営費	3,148			4	3,144
事項) 人権教育調査研究費	1,486				1,486
事項) 学校人権教育推進費	4,470	1,800			2,670
事項) 社会人権教育推進費	3,554				3,554
事項) 高等学校等進学奨励費	14,478			16,434	△ 1,956
目) 文化財保護費	93,604	5,914	0	2,679	85,011
事項) 文化財保護対策費	50,732	3,704		852	46,176
事項) 埋蔵文化財対策費	42,872	2,210		1,827	38,835
目) 社会教育施設費	525,298	1,426	0	24,774	499,098
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	242,330			213	242,117

事項) 図書館運営費	180,982	1,426		3,352	176,204
事項) 青少年健全育成施設整備費	23,664				23,664
事項) 文書館運営費	11,718			18	11,700
事項) 博物館運営費	46,188			1,873	44,315
事項) 博物館企画展等開催費	20,416			19,318	1,098
項) 保健体育費	589,273	30,281	0	189,381	369,611
目) 保健体育総務費	498,666	8,930	0	158,590	331,146
事項) 職員給与費	174,510			3,387	171,123
事項) 管理運営費	3,007				3,007
事項) 学校保健管理指導費	154,063	4,747			149,316
事項) 学校安全管理指導費	167,086	4,183		155,203	7,700
目) 体育振興費	90,607	21,351	0	30,791	38,465
事項) 学校体育振興費	90,607	21,351		30,791	38,465
款) 災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
目) 学校施設災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000		60,000		
教育委員会合計	126,073,993	21,940,625	3,408,000	4,281,022	96,444,346

議案第3号

令和元年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

令和2年（2020年）2月20日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 2 年 2 月 1 7 日付け平 3 1 財政第 1 1 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

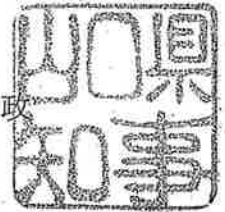
- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和元年度 2 月補正予算の概要について

1 歳出予算

(単位：千円)

経費区分	補正前	補正額	補正後	主な増減内容
給 与 関 係 経 費	116,340,056	△2,367,199	113,972,857	・ 給与費の執行見込額の減
一 般 行 政 経 費	7,849,992	△422,908	7,427,084	・ 一般管理費の執行見込額の減 ・ 非常勤給与費の執行見込額の減
施 策 的 経 費	3,445,096	【通常】 △231,703	6,623,800	・ 就学支援金の執行見込額の減 ・ 奨学給付金の執行見込額の減
		【経済対策】 3,410,407		・ 国の経済対策に伴う国庫補助事業の活用による増
県 営 建 築 事 業 費	6,756,923	△532,930	6,223,993	・ 入札等による執行見込額の減
災 害 復 旧 費	60,000	△50,000	10,000	・ 一部の予備費を残した執行見込額の減
計	134,452,067	△194,333	134,257,734	

2 繰越明許費

(単位：千円)

事項	事業概要	繰越予定額	摘要
教育庁運営費	校内通信ネットワーク整備、児童生徒 1 人 1 台端末整備	3,410,407	国の経済対策による
校舎改築費	下関北高校相撲場新築工事 他 2 件	186,400	部材納入の遅れにより、全体工程が遅延した等のため
施設整備費	田布施総合支援学校高等部移転工事 他 3 件	848,078	設計内容について、学校との調整に不測の日数を要した等のため
合計		4,444,885	

3 経済対策に係る補正の概要

Society5.0 の到来を見据え、これからの時代を切り拓く子どもたちに求められる「情報活用能力」等を育成するため、「GIGAスクール構想」の実現に向け、その基盤となる ICT 教育環境の整備を行う。

(単位：千円)

事項名	補正額	左の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
教育庁運営費	3,410,407	1,651,148	612,000	1,140,104	7,155

○校内ネットワークの高速化・無線 LAN の整備（全県立学校）

○1 人 1 台 PC 端末を義務教育段階の公立学校へ整備

○県全体で教育の ICT 化を推進することを目指した協議会の設置

令和元年度山口県一般会計補正予算（2月補正）

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	134,392,067	△ 144,333	1,252,589	△ 2,601,500	998,852	205,726	134,247,734
項) 教育総務費	21,248,624	3,359,800	1,510,110	△ 2,028,900	1,097,430	2,781,160	24,608,424
目) 教育委員会費	7,030	△ 2,295				△ 2,295	4,735
事項) 教育委員会運営費	7,030	△ 2,295				△ 2,295	4,735
目) 教育総務費	5,251,916	3,433,927	1,580,820	612,000	1,131,263	109,844	8,685,843
事項) 職員給与費	2,604,889	116,460			△ 12,477	128,937	2,721,349
事項) 教育庁運営費	48,749	3,403,896	1,651,192	612,000	1,139,638	1,066	3,452,645
事項) 文教施策普及費	306						306
事項) 文教施設整備指導費	3,103	100	100				3,203
事項) 奨学法人助成費	21,328	3,005	△ 648		4,098	△ 445	24,333
事項) 県立高校生等奨学事業費	253,422	△ 29,795	△ 9,932			△ 19,863	223,627
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,298,724	△ 59,719	△ 59,892		△ 7	180	2,239,005
事項) 義務教育課運営費	21,395	△ 20			11	△ 31	21,375
目) 教職員及び学校管理費	14,917,951	59,701	△ 5,565	△ 2,640,900	△ 8,019	2,714,185	14,977,652
事項) 教職員福利厚生費	4,465						4,465
事項) 教職員健康管理費	82,734	△ 10,498				△ 10,498	72,236
事項) 教職員住宅管理費	38,713	△ 2,408			△ 2,245	△ 163	36,305
事項) 共済組合事務費交付金	80,769	5,772				5,772	86,541
事項) 学校管理費	101,509	△ 12,545	△ 5,565		△ 6,375	△ 605	88,964

事項) 教職員人事給与管理費	13,526	304			580	△ 276	13,830
事項) 教職員退職手当給付費	14,001,271	95,586		△ 2,640,900		2,736,486	14,096,857
事項) 災害補償費	92,709	5			21	△ 16	92,714
事項) 児童手当給付費	502,255	△ 16,515				△ 16,515	485,740
目) 教育指導費	787,238	△ 87,126	△ 41,555		△ 25,633	△ 19,938	700,112
事項) 学校指導管理費	4,672	△ 841	△ 710			△ 131	3,831
事項) 教科指導充実費	530	△ 5				△ 5	525
事項) 教育内容研究推進費	184,169	△ 25,520	△ 4,016		△ 18,662	△ 2,842	158,649
事項) 幼児教育充実費	5,884	△ 4,053	△ 4,112		63	△ 4	1,831
事項) 児童生徒健全育成費	481,338	△ 55,080	△ 32,587		△ 6,243	△ 16,250	426,258
事項) 教職員資質向上対策費	3,552	△ 1,332	△ 130		△ 791	△ 411	2,220
事項) 情報教育推進費	107,093	△ 295				△ 295	106,798
目) 教育振興費	75,738	△ 32,818	△ 23,590			△ 9,228	42,920
事項) 特別支援教育振興費	74,922	△ 32,815	△ 23,590			△ 9,225	42,107
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	496	△ 3				△ 3	493
事項) 産業教育振興費	320						320
目) 教育研修所費	151,406	△ 5,902			△ 181	△ 5,721	145,504
事項) 教育研修所管理運営費	91,803	△ 699			△ 300	△ 399	91,104
事項) 教職員等研修費	25,983	△ 2,158			126	△ 2,284	23,825
事項) 新規採用教員等研修事業費	21,572	△ 2,550				△ 2,550	19,022
事項) 教育調査研究費	605	△ 182				△ 182	423
事項) 教育相談実施費	11,443	△ 313			△ 7	△ 306	11,130
目) 恩給及び退職年金費	57,345	△ 5,687				△ 5,687	51,658

事項) 恩給及び退職年金	57,345	△ 5,687				△ 5,687	51,658
項) 小学校費	41,591,787	△ 1,070,081	△ 118,603		236	△ 951,714	40,521,706
目) 教職員費	41,591,787	△ 1,070,081	△ 118,603		236	△ 951,714	40,521,706
事項) 教職員給与費	41,200,765	△ 1,065,472	△ 122,506		236	△ 943,202	40,135,293
事項) 非常勤職員給与費	274,757	△ 159	3,903			△ 4,062	274,598
事項) 教職員旅費	116,265	△ 4,450				△ 4,450	111,815
項) 中学校費	26,057,870	△ 841,680	△ 73,611		210	△ 768,279	25,216,190
目) 教職員費	26,057,870	△ 841,680	△ 73,611		210	△ 768,279	25,216,190
事項) 教職員給与費	25,599,344	△ 791,688	△ 70,616		210	△ 721,282	24,807,656
事項) 非常勤職員給与費	317,300	△ 24,994	△ 2,995			△ 21,999	292,306
事項) 教職員旅費	141,226	△ 24,998				△ 24,998	116,228
項) 高等学校費	27,350,064	△ 663,324	△ 103,101	△ 43,300	△ 42,859	△ 474,064	26,686,740
目) 高等学校総務費	22,268,887	△ 412,410	△ 105		△ 41,844	△ 370,461	21,856,477
事項) 教職員給与費	21,377,058	△ 381,927	△ 105		△ 41,844	△ 339,978	20,995,131
事項) 非常勤職員給与費	750,504	△ 20,208				△ 20,208	730,296
事項) 教職員旅費	141,325	△ 10,275				△ 10,275	131,050
目) 全日制高等学校管理費	1,919,238	△ 133,959	△ 1,177		△ 1,006	△ 131,776	1,785,279
事項) 財産管理費	344,875	△ 24,573				△ 24,573	320,302
事項) 産業教育設備費	127,214						127,214
事項) 理科数学教育設備費	8,000						8,000
事項) 一般管理費	1,112,917	△ 112,400	△ 1,177		△ 4,620	△ 106,603	1,000,517
事項) 実験実習費	326,232	3,014			3,614	△ 600	329,246
目) 定時制高等学校管理費	30,834	△ 1,962			△ 9	△ 1,953	28,872

事項) 一般管理費	30,834	△ 1,962				△ 9	△ 1,953	28,872
目) 実習船運営費	111,352	3,009					3,009	114,361
事項) 実習船運営費	111,352	3,009					3,009	114,361
目) 学校建設費	3,016,646	△ 118,002	△ 101,819	△ 43,300			27,117	2,898,644
事項) 校舎改築費	2,675,336	△ 76,099	△ 75,325	△ 40,700			39,926	2,599,237
事項) 大規模改造事業費	30,609	△ 1,252					△ 1,252	29,357
事項) 施設改造費	302,701	△ 37,380	△ 26,494	△ 300			△ 10,586	265,321
事項) 土地購入整備費	8,000	△ 3,271		△ 2,300			△ 971	4,729
目) 通信教育費	3,107							3,107
事項) 一般管理費	3,107							3,107
項) 特別支援学校費	16,019,022	△ 869,916	59,231	△ 529,300	△ 43,305	△ 356,542		15,149,106
目) 特別支援学校費	16,019,022	△ 869,916	59,231	△ 529,300	△ 43,305	△ 356,542		15,149,106
事項) 財産管理費	86,104	△ 4,500					△ 4,500	81,604
事項) 施設整備費	3,605,063	△ 414,928	40,634	△ 529,300			73,738	3,190,135
事項) 一般管理費	206,514	△ 25,058				△ 246	△ 24,812	181,456
事項) 実験実習費	22,325	691				691		23,016
事項) 教材費	67,354							67,354
事項) 設備充実費	14,162							14,162
事項) 教職員給与費	10,531,432	△ 334,081	36,861			853	△ 371,795	10,197,351
事項) 非常勤職員給与費	301,295	△ 11,457					△ 11,457	289,838
事項) 教職員旅費	34,417							34,417
事項) 就学奨励費	569,953	△ 35,079	△ 18,264				△ 16,815	534,874
事項) 通学対策費	580,403	△ 45,504				△ 44,603	△ 901	534,899

項) 社会教育費	1,532,669	△ 38,731	△ 9,897		△ 11,931	△ 16,903	1,493,938
目) 社会教育総務費	923,052	△ 20,741	△ 7,564		△ 1,073	△ 12,104	902,311
事項) 職員給与費	786,743	△ 5,934	△ 2,279		572	△ 4,227	780,809
事項) 社会教育運営費	3,590	△ 622			1	△ 623	2,968
事項) 生涯学習活動推進費	35,106						35,106
事項) 成人教育振興費	521	△ 19				△ 19	502
事項) 青少年教育振興費	69,176	△ 13,309	△ 4,696			△ 8,613	55,867
事項) 人権教育管理運営費	2,801	△ 301				△ 301	2,500
事項) 人権教育調査研究費	1,486	△ 10				△ 10	1,476
事項) 学校人権教育推進費	4,470	△ 589	△ 589				3,881
事項) 社会人権教育推進費	3,554	△ 43				△ 43	3,511
事項) 高等学校等進学奨励費	15,605	86			△ 1,646	1,732	15,691
目) 文化財保護費	101,542	△ 10,319	△ 2,333		△ 638	△ 7,348	91,223
事項) 文化財保護対策費	58,383	△ 8,691	△ 2,188		53	△ 6,556	49,692
事項) 埋蔵文化財対策費	43,159	△ 1,628	△ 145		△ 691	△ 792	41,531
目) 社会教育施設費	508,075	△ 7,671			△ 10,220	2,549	500,404
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	241,819						241,819
事項) 図書館運営費	170,326	△ 3,180			△ 739	△ 2,441	167,146
事項) 青少年健全育成施設整備費	24,378	△ 1,909				△ 1,909	22,469
事項) 文書館運営費	10,655	△ 390			1	△ 391	10,265
事項) 博物館運営費	43,211	△ 2,070			△ 235	△ 1,835	41,141
事項) 博物館企画展等開催費	17,686	△ 122			△ 9,247	9,125	17,564
項) 保健体育費	592,031	△ 20,401	△ 11,540		△ 929	△ 7,932	571,630

目) 保健体育総務費	504,837	△ 4,409	△ 3,183		3,614	△ 4,840	500,428
事項) 職員給与費	175,446	7,834			84	7,750	183,280
事項) 管理運営費	3,110	△ 357				△ 357	2,753
事項) 学校保健管理指導費	157,790	△ 13,646	△ 1,462			△ 12,184	144,144
事項) 学校安全管理指導費	168,491	1,760	△ 1,721		3,530	△ 49	170,251
目) 体育振興費	87,194	△ 15,992	△ 8,357		△ 4,543	△ 3,092	71,202
事項) 学校体育振興費	87,194	△ 15,992	△ 8,357		△ 4,543	△ 3,092	71,202
款) 災害復旧費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
目) 学校施設災害復旧費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
教育委員会合計	134,452,067	△ 194,333	1,252,589	△ 2,651,500	998,852	205,726	134,257,734

■繰越明許費

款・項・事項名	補正後 予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 教育総務費 事項) 教育庁運営費	3,452,645	3,410,407	1,651,148	612,000	1,140,104	7,155
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	2,599,237	186,400		162,400		24,000
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設整備費	3,190,135	848,078	5,766	535,700		306,612

議案第4号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和2年（2020年）2月20日

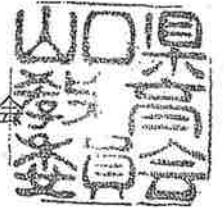
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 2 年 2 月 1 7 日付け平 3 1 財政第 1 1 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

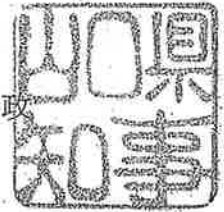
- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第4号参考資料

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 制定の趣旨

地方自治法の改正に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるもの。

2 概要

県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 知事等

- イ 知事 基準給与年額に6を乗じて得た額
- ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委委員会の委員 基準給与年額に4を乗じて得た額
- ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者 基準給与年額に2を乗じて得た額
- ニ 職員 基準給与年額

(2) 地方警務官

- イ 警察本部長 地方警務官の基準給与年額に2を乗じて得た額
- ロ 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額

3 施行期日

令和2年4月1日

案の三

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年 月 日

山口県条例第 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(以下、案の一に同じ)

山口県知事 村岡 嗣 政

案の二

議案第 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和二年 月 日提出

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(以下、案の一に同じ)

山口県知事 村岡 政

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海

区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管

理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附則

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事、委員会の委員、委員又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ

議案第5号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和2年（2020年）2月20日

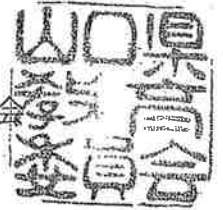
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令和 2 年 (2020年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 2 年 2 月 1 7 日付け平 3 1 財政第 1 1 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

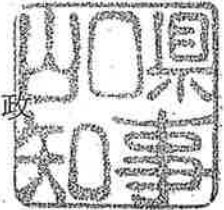
- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第5号参考資料

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の趣旨

平成26年4月1日から実施している知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額の減額措置を、令和2年度においても継続して実施するもの。

2 改正の内容

平成26年4月1日から平成32年3月31日までとしている実施期間を1年間延長する。

3 施行期日

公布の日

(参考)

対 象 職 員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	給料月額の5%

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和二年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正

改 正 案

現 行

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十三年山口県条例第二十号）第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

（以下、略）

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十三年山口県条例第二十号）第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

（以下、略）

議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）2月20日

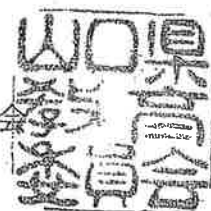
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令 和 2 年 (2020年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 2 年 2 月 1 7 日付け平 3 1 財政第 1 1 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

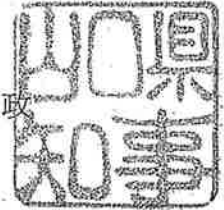
- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第6号参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国においては、CSF（豚コレラ）のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業を特殊勤務手当として支給できるよう人事院規則の改正等が行われたところである。

については、本県においても、国の改正状況を鑑み、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業で人事委員会が定めるものに従事した場合に、1日につき300円を手当として支給する。

3 施行期日

公布の日

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和二年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号口中「もの」の下に「（ハにおいて「家畜伝染病」という。）」を加え、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（ロの業務を除く。）で人事委員会が定めるもの

第十条第二項第一号中「又はホ」を「、ホ又はへ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

(昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条 第九条 (略)

第十条 感染症防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が次に掲げる業務に従事したとき

イ (略)

ロ 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二
条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病で人事委員会が定
めるもの(ハにおいて「家畜伝染病」という。)のまん延
を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若し
くは埋却又は畜舎等の消毒

ハ 家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務(ロの
業務を除く。)で人事委員会が定めるもの

ニ 家畜伝染病予防法第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染
性疾病で人事委員会が定めるものが発生し、又は発生する
おそれがある場合における当該伝染性疾病にかかっている
動物若しくはその疑いがある動物の取扱い又は当該伝染性
疾病の病菌が付着し、若しくは付着している疑いがある物
件の取扱い若しくは処分

現行

○ 一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

(昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条 第九条 (略)

第十条 感染症防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が次に掲げる業務に従事したとき

イ (略)

ロ 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二
条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病で人事委員会が定め
るものまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死
体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒

(新設)

ハ 家畜伝染病予防法第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性
疾病で人事委員会が定めるものが発生し、又は発生するおそ
れがある場合における当該伝染性疾病にかかっている動物若
しくはその疑いがある動物の取扱い又は当該伝染性疾病の病
菌が付着し、若しくは付着している疑いがある物件の取扱い
若しくは処分

議案第7号

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の制定について

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則を次のとおり定める。

令和2年（2020年）2月20日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則

1 趣旨

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。

2 概要

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間、休憩時間、勤務時間及び休憩時間の特例について定める。

3 施行期日

令和2年4月1日

(休憩時間)

第三条 会計年度任用職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(勤務時間及び休憩時間の特例)

第四条 勤務条件の特殊性により、前二条の規定により難しい会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間については、所属長が教育長の承認を受けて別に定めることができる。

第五条 所属長は、会計年度任用職員（その勤務時間が第二条第一項第二号に掲げる勤務時間である会計年度任用職員を除く。）から請求があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、その者の始業及び終業の時刻を教育長が別に定める特定の時刻とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部改正)

2 山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員（」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育委員会が任命する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（学校に勤務する会計年度任用職員を除く。以下単に「会計年度任用職員」という。）の勤務時間及び休憩時間について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の勤務時間は、次の各号のいずれかとする。

- 一 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 二 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時四十五分まで

2 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の勤務時間は、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

議案第8号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

令和2年（2020年）2月20日

山口県教育委員会

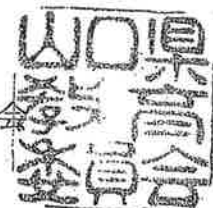
教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号

令 和 2 年 (2020年) 2 月 1 7 日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政 様

山 口 県 教 育 委 員 会



令 和 2 年 2 月 山 口 県 議 会 定 例 会 に 提 出 予 定 の 議 案 に 関 する 意
見 の 申 出 に つ い て (回 答)

令 和 2 年 2 月 1 7 日 付 け 平 3 1 財 政 第 1 1 1 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て は、
異 存 あ り ま せ ン。

記

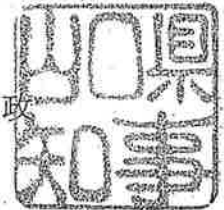
- 1 令 和 2 年 度 山 口 県 一 般 会 計 予 算
- 2 令 和 元 年 度 山 口 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 3 知 事 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 責 に 関 する 条 例
- 4 知 事 等 の 給 与 の 特 例 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 5 一 般 職 の 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 6 山 口 県 学 校 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 7 学 校 職 員 の 勤 務 時 間、休 日、休 暇 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 8 山 口 県 立 高 等 学 校 等 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第8号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	2,149	2,097	△ 52	収容定員による減等 △ 5 2 人
	校長及び教員以外の職員	489	468	△ 21	収容定員による減等 △ 2 1 人
	計	2,638	2,565	△ 73	
中等教育学校	校長及び教員	59	58	△ 1	収容定員による減 △ 1 人
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	66	65	△ 1	
特別支援学校	校長及び教員	1,264	1,239	△ 25	学級減等 △ 2 7 人 高等部移転 2 人
	校長及び教員以外の職員	158	159	1	配置校減 △ 1 人 高等部移転 2 人
	計	1,422	1,398	△ 24	
中学校	校長及び教員	2,991	2,945	△ 46	学級減等 △ 5 2 人 定数改善等 6 人
	校長及び教員以外の職員	168	158	△ 10	学級減等 △ 1 0 人
	計	3,159	3,103	△ 56	
小学校	校長及び教員	5,083	5,074	△ 9	学級減等 △ 2 3 人 定数改善等 1 4 人
	校長及び教員以外の職員	358	342	△ 16	学級減等 △ 1 6 人
	計	5,441	5,416	△ 25	
合計	校長及び教員	11,546	11,413	△ 133	
	校長及び教員以外の職員	1,180	1,134	△ 46	
	計	12,726	12,547	△ 179	

3 施行期日

令和2年 4月 1日

4 その他

新旧対照表(別紙)

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

令和二年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、一四九人」を「二、〇九七人」に、「四八九人」を「四六八人」に、「三、六三八人」を「二、五六五人」に改め、同条第二号中「五九人」を「五八人」に、「六六人」を「六五人」に改め、同条第三号中「一、二六四人」を「一、二三九人」に、「二五八人」を「二五九人」に、「一、四二二人」を「一、三九八人」に改め、同条第四号中「二、九九一人」を「二、九四五人」に、「二六八人」を「二五八人」に、「三、一五九人」を「三、一〇三人」に改め、同条第五号中「五、〇八三人」を「五、〇七四人」に、「三五八人」を「三四二人」に、「五、四四一人」を「五、四一六人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

改正案

現行

第一条 (略)

○山口県学校職員定数条例

(職員の定数)
 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(昭和三十一年十月十九日
 山口県条例第五十一号)

一 高等学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

二、〇九七人
 四六八人
 二、五六五人

第一条 (略)

二 中等教育学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

五八人
 七人
 六五人

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(職員の定数)

一 高等学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

二、一四九人
 四八九人
 二、六三八人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)
 校長及び教員以外の職員
 計

一、二三九人
 一五九人
 一、三九八人

二 中等教育学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

五九人
 七人
 六六人

四 中学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

二、九四五人
 一五八人
 三、一〇三人

四 中学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

二、九九一人
 一六八人
 三、一五九人

五 小学校

校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

五、〇七四人
 三四一人
 五、四一六人

五 小学校
 校長及び教員
 校長及び教員以外の職員
 計

五、〇八三人
 三五八人
 五、四四一人

第三条 (略)

第三条 (略)

議案第9号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

令和2年（2020年）2月20日

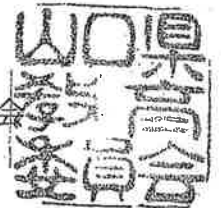
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 2 年 2 月 1 7 日付け平 3 1 財政第 1 1 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

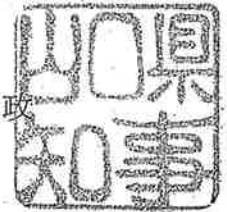
- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第9号参考資料

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布を受け、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるもの

2 改正の内容

- (1) 教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、教育委員会が定めるものとする。
- (2) 県費負担教職員について、所要の読替規定を設ける。

3 施行期日

令和2年4月1日

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第八条の二 教育委員会は、その定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

第二十条中「第七条の二」の下に「、第八条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

改正案

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第八条の二 教育委員会は、その定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

第九条、第十九条 (略)

(市町立学校職員に関する読替え)

第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第二十一条 (略)

現行

(追加)

(市町立学校職員に関する読替え)

第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第四条、第七条第一項、第七条の二、第九条、第十条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

改正案

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

昭和四十六年十二月二十四日
山口県条例第三十号

第一条～第七条 (略)

第八条 (略)

現行

○学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日)
山口県条例第三十号

第一条～第七条 (略)

(教育職員の時間外勤務)

第八条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、前条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務並びに休日及び代休日（代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。）における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務」という。）は、命じないものとする。

2 教育職員に対して時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

議案第10号

山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
の制定について

山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を次のとおり定める。

令和2年（2020年）2月20日

山口県教育委員会

議案第10号参考資料

山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について

1 趣旨

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第7号（以下「人委規則」という。））の施行に当たり、運用上必要な条件整備を行うために、新たに山口県教育委員会規則を制定するもの。

2 規則の概要

人委規則における「勤務時間の割振り、正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令、休日における勤務の命令、代休日の指定、代休日における勤務の命令、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇の承認」に係る任命権者の権限を、各県立学校の校長に委任するもの。

3 施行日

令和2年4月1日

(年次有給休暇)

第七条 校長は、会計年度任用職員から人委規則第十一条第二項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

(年次有給休暇以外の休暇の承認)

第八条 人委規則第十二条第四項の規定による承認は、校長が行うものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

ものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、四週間を超えない範囲内で定める期間について一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分（パートタイム会計年度任用職員にあつては、人委規則第二条第一項の規定により定められた勤務時間。以下この項において同じ。）を超えない範囲内で、特定の週において三十八時間四十五分又は特定の日において七時間四十五分を超える勤務時間を定めることができる。

3 校長は、会計年度任用職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替えを行うことができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令）

第三条 人委規則第八条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（休日における勤務の命令）

第四条 人委規則第九条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（代休日の指定）

第五条 人委規則第十条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

（代休日における勤務の命令）

第六条 人委規則第十条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県立高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校及び山口県立特別支援学校に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号。以下「人委規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り等)

第二条 会計年度任用職員の週休日(法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))及び校務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の週休日に限る。)、勤務時間及び休憩時間は、教育長が定める基準に従って、あらかじめ校長が定める

議案第11号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して
承認を求めます。

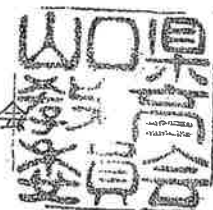
令和2年(2020年)2月20日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 1 1 0 3 号
令 和 2 年 (2020年) 2 月 1 7 日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政 様

山 口 県 教 育 委 員 会



令 和 2 年 2 月 山 口 県 議 会 定 例 会 に 提 出 予 定 の 議 案 に 関 する 意
見 の 申 出 に つ い て (回 答)

令 和 2 年 2 月 1 7 日 付 け 平 3 1 財 政 第 1 1 1 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て は、
異 存 あ り ま せ ン。

記

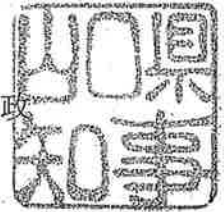
- 1 令 和 2 年 度 山 口 県 一 般 会 計 予 算
- 2 令 和 元 年 度 山 口 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 3 知 事 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 責 に 関 する 条 例
- 4 知 事 等 の 給 与 の 特 例 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 5 一 般 職 の 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 6 山 口 県 学 校 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 7 学 校 職 員 の 勤 務 時 間、休 日、休 暇 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例
- 8 山 口 県 立 高 等 学 校 等 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

令和 2 年 (2020 年) 2 月 17 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 2 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計予算
- 2 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第11号参考資料

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成30年4月に下関北高等学校を開校し、響高等学校及び豊北高等学校の生徒募集を停止したことに伴い、令和元年度末をもって響高等学校及び豊北高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

2 改正の内容

別表山口県立響高等学校の項及び山口県立豊北高等学校の項を削除する。

3 施行期日

令和2年4月1日

【参考】各校の沿革

- 響高等学校
 - 昭和23年 山口県立下関女子高等学校併設黒井分校開校
 - 昭和25年 山口県立下関西高等学校と山口県立下関南高等学校（旧下関女子高等学校）を統合し、山口県立下関西高等学校黒井分校と改称
 - 昭和47年 豊浦町小串に校舎を移転、校名を山口県立下関西高等学校響分校と改称
 - 昭和55年 下関西高等学校から分離し、山口県立響高等学校を設置
 - 平成30年 山口県立下関北高等学校開校
 - 令和2年 山口県立響高等学校を廃止

- 豊北高等学校
 - 昭和20年 山口県立滝部女子農業学校開校
 - 昭和21年 併設中学校を付置
 - 昭和22年 滝部村久森に移転
 - 昭和23年 山口県立滝部農業高等学校と改称、併設中学校を廃止
 - 昭和24年 山口県立豊浦北高等学校と改称
 - 昭和31年 山口県立豊北高等学校と改称
 - 平成30年 山口県立下関北高等学校開校
 - 令和2年 山口県立豊北高等学校を廃止

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和二年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立響高等学校の項及び山口県立豊北高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

新旧対照表

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）

改正案

現行

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号〕

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号〕

第一条・第二条（略）

第一条・第二条（略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校

（略）山口県立周防大島高等学校

山口県立下関西高等学校

山口県立下関西高等学校

山口県立下関南高等学校	下関市
山口県立下関北高等学校	下関市

山口県立下関南高等学校	下関市
山口県立響高等学校	下関市
山口県立豊北高等学校	下関市
山口県立下関北高等学校	下関市

（略）山口県立下関双葉高等学校

（略）山口県立下関双葉高等学校

報告事項

番号	件名	主管課
1	令和2年度教育員委員事務局等の組織改正について	教育政策課
2	学校運営協議会を設置する学校について	高校教育課
3	山口県社会教育委員の会議の提言について	社会教育・文化財課

令和2年度教育委員会事務局等の組織改正について

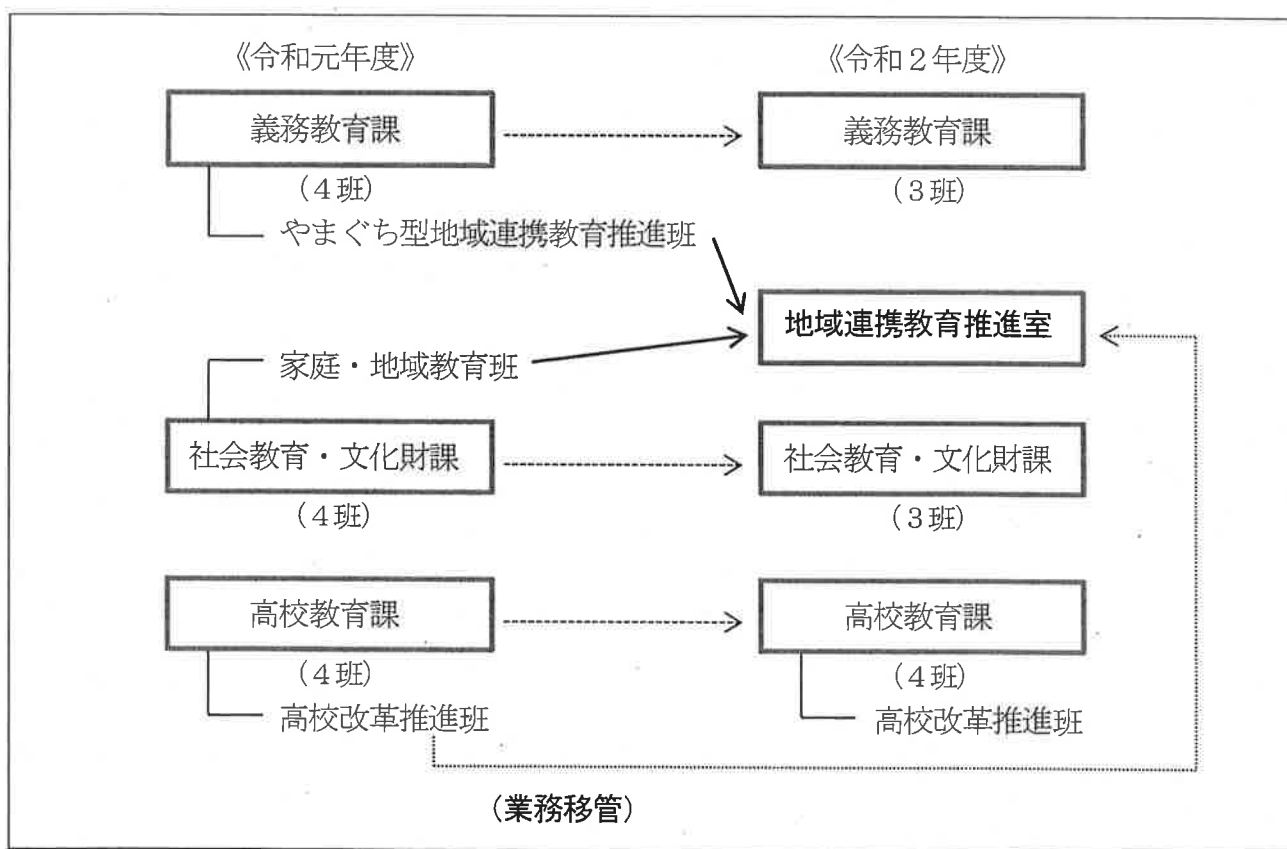
1 基本的な考え方

県が進める行財政構造改革の取組を、県教育委員会においても着実に推進するため、簡素で効率的な体制整備に努める一方、「山口県教育振興基本計画」に掲げる重点施策の具現化に向けては、集中的に職員配置を行い、組織力の強化を図る。

2 主要事項

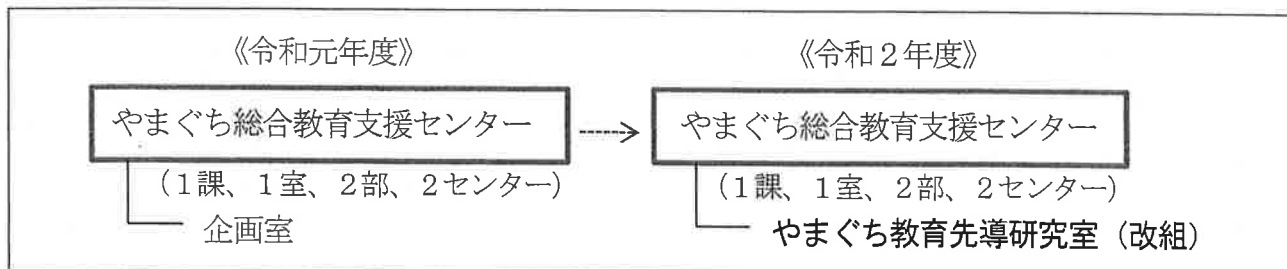
(1) 地域連携教育推進室の設置

令和2年4月に、県内全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなることから、本県がこれまで推進してきた地域連携教育の取組を一層充実させるため、義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班と社会教育・文化財課家庭・地域教育班を統合するとともに、高校教育課高校改革推進班から地域連携教育の取組に関連する業務を移管し、新たに地域連携教育の推進の核となる「地域連携教育推進室」を設置する。



(2) やまぐち教育先導研究室の設置

Society5.0などの新たな時代を見据えた最先端の教育を研究し、本県の教育を先導していく取組を実施していくため、やまぐち総合教育支援センター企画室を「やまぐち教育先導研究室」に改組する。



学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）について

1 令和2年度新規設置校

光高校	光丘高校	(新) 光高校	下松高校
徳山高校	新南陽高校	山口高校	田部高校

2 設置の期日 令和2年4月1日

3 令和2年度新規設置校における実施計画

■ 8校共通の取組

学校運営協議会（年3回実施予定）

地元地域の保護者や地域住民に加え、学校・学科の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員に任命し、学校運営の基本的な方針の承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営状況についての評価などを実施

■ 各校におけるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組の例

【光高校・光丘高校・(新)光高校】

- ・ 光市役所職員による講義などを活用した地域課題解決型の総合的な探究の時間
- ・ 高校生による「放課後子ども教室」への学習支援や行事等のサポート

【下松高校】

- ・ 大学・企業等の人材を活用した講演会
- ・ 長期休業中における地元小・中学校への学習支援

【徳山高校】

- ・ 県内外在住の卒業生や、地域人材を活用した講演会
- ・ 企業と連携したインターンシップ・上級学校訪問（分校）

【新南陽高校】

- ・ 伝統行事（カルタ・凧揚げ）における専門家による講演・実技指導等
- ・ 地域の祭り等への企画段階からの参加や社会貢献活動（老人ホーム訪問等）

【山口高校】

- ・ 大学・企業の人材を活用した授業（即興型英語ディベート・先端科学技術研修等）
- ・ キャリア教育「アップルプラン」におけるりんご園での作業（分校）

【田部高校】

- ・ 地元企業や山口マイスター（熟練技能者）の支援による実習
- ・ 長期休業中における地元小・中学校への学習支援

4 今後の方向性

- 公立の全ての小・中・高等学校及び特別支援学校等にコミュニティ・スクールの仕組みを導入することにより、校種間の連携体制を構築し、地域の課題解決に向けた熟議や地域活性化に向けた活動を充実
- よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働することで、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現
- 各学校・学科の特色に応じて、地元地域や大学・企業等との協働体制を確立し、地域の活性化に貢献する、高校ならではの取組を一層充実

提言の概要

子どもたちの豊かな心、健やかな体を育む社会教育の充実に向けて
(令和2年1月 山口県社会教育委員の会議提言)

第1章 現状と課題

○社会情勢の変化

- ・人口減少、少子高齢化、人生100年時代
- ・超スマート社会、グローバル化
- ・地域のつながりの希薄化

○子どもたちの体験・交流の減少

- ・自然体験、遊び体験の減少
- ・体力の低下、同年齢・異年齢交流の減少

○メディアとの関わり方の変化

- ・デジタル端末の普及、ネット利用場面の増加
- ・ネット依存傾向とトラブル
- ・読書機会の減少

○子どもと保護者（親）の関係の変化

- ・核家族化の進行、親子間のコミュニケーションの変化
- ・保護者（親）の家庭教育への認識
- ・子育てに悩みや不安を抱える保護者（親）

第2章 施策の方向性

○多様な主体を活用した子どもたちの体験・交流の機会の充実

学校や家庭生活では、機会を得ることが難しい多世代の人々、自然と関わる場面の設定を積極的にはたらきかけ、子どもたちが自己を見つめ直す体験・交流活動を社会教育施設や社会教育団体等と連携して仕組んでいくことが必要である。

○学校・専門機関等と連携した情報リテラシーの育成

子どもたちの「情報リテラシー」を育成するための学習機会を学校や関係機関と連携して設定し、情報発信していくことが大切である。

子どもの読解力や想像力、表現力等の基礎的な力を養うとともに、他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を育成するために読書活動を啓発していくことが必要である。

○家庭教育支援の充実

子どもの心身の成長過程における適切な関わり方を学んだり、不安や悩みなどについて、気軽に保護者（親）同士が語り合ったりする場を充実させていくことが大切である。

地域の中で相談できる人材の育成等、家庭教育支援体制を設備することが必要である。

第3章 具体的な対応方策

○多様な主体を活用した子どもたちの体験・交流の機会の充実

◇教育活動、地域資源の活用

- ・ 放課後や土曜日等における教育活動を充実させるとともに、異年齢の子どもたちが交流を深めやすい「放課後子ども教室」において、自然体験活動を計画的に実施できるよう、多様なプログラムの展開を図る。福祉部局所管の「放課後児童クラブ」との連携を強化する。

◇社会教育施設、団体等の活用

- ・ 困難を抱える青少年の自立支援や幼児を対象とした自然体験活動等、ニーズに応じたプログラムの充実を図る。県内各地域での実践例を様々な機会に広く発信し、公民館等の社会教育施設、PTA、子ども会、老人クラブ等が拠点・核となった体験活動の場を広げていく。

◇体験活動・学習機会の設定

- ・ AFPY アドバイザー等を活用した各地域で実施可能な体験事業の提案、及び青少年教育施設と連携した体験活動の充実を図る。

○学校・専門機関等と連携した情報リテラシーの育成

◇学校と連携した情報リテラシー・モラル教育の実施

- ・ 各学校で実施されている「情報モラル教室」等に乳幼児のいる家庭を含めた保護者（親）や地域住民も広く参加することができるよう、関係団体、関係機関と学校との連携体制を構築する。

◇専門機関やマスコミ等の活用

- ・ 企業と連携して情報リテラシーに係る地域貢献活動プログラムの活用を啓発するとともに、その機会や成果を「家庭の元気応援キャンペーン」やマスコミ等を通して広報する。

◇読書活動の充実及び図書館からの情報発信

- ・ 家庭教育支援チームと公立図書館との連携のもと、幼児期からの家庭での読書活動の促進や「家庭の日」を活用した保護者（親）への意識啓発を図る。
- ・ 山口県子ども読書支援センター等からのブックリストの配布、メールマガジンの充実を図る。

○家庭教育支援の充実

◇学習機会・交流の場の設定

- ・ 「やまぐち型家庭教育支援チーム」のさらなる設置を促進し、困難を抱える家庭へのきめ細かな支援を充実させる。また、計画的に「子育てサロン」、「子育て悩み相談」が実施できるよう、チームを中心に地域全体で家庭を見守る取組を推進する。

◇出前講座や訪問型支援の充実

- ・ 「家庭教育アドバイザー養成講座」、「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」の修了者が参画した出前講座の展開を図る。「訪問型家庭教育支援ハンドブック」の活用を促進する。

◇SNSの活用による情報発信

- ・ SNSを活用して、地域内の家庭教育支援チームの活動状況や交流の場への案内等を発信する環境整備を図る。

○地域学校協働活動推進員を中心とした、多様な主体の連携による子どもたちのサポート体制づくり

- ・ 学校と地域をつなぐ統括コーディネーター等に対して、「地域学校協働活動推進員」への委嘱を促進することは、法によって身分を保証するだけでなく、「めざす子どもの姿」を学校・地域が共有し、課題解決に向けた協働の基盤も形成する。「地域学校協働活動推進員」を起点とした子どもたちへのサポート体制の構築を推進することが重要である。

一、關於 100 年度校務發展計畫之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫。

二、關於 100 年度校務發展計畫執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫執行進度。

三、關於 100 年度校務發展計畫經費預算之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算。

四、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

五、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

六、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

七、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

八、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

九、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十一、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十二、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十三、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十四、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十五、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十六、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十七、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十八、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

十九、關於 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度之核定

決議：通過 100 年度校務發展計畫經費預算執行進度。

協議事項

番号	件名	主管課
1	山口県文化財保存活用大綱（最終案）について	社会教育・文化財課

山口県文化財保存活用大綱（最終案）について

1 策定の経緯

時 期	内 容
平成31年4月1日（水）	改正「文化財保護法」施行
令和元年7月17日（火）	山口県文化財保護審議会（骨子案について審議）
9月 9日（月）	第1回山口県文化財保存活用大綱協議会 （骨子案について協議）
11月12日（火）	山口県文化財保護審議会（素案について審議）
11月21日（木）	教育委員会会議（素案について協議）
12月 9日（月）	県議会文教警察委員会（素案について報告）
令和2年1月30日（木）	山口県文化財保護審議会（最終案について審議）
2月 6日（木）	第2回山口県文化財保存活用大綱協議会 （最終案について協議）

2 パブリック・コメントの実施状況

（1）募集期間

令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

（2）素案の公表方法等

県庁1階の情報公開センター、各地方県民相談室等に素案を備え付けるとともに、県民の皆様が自由に閲覧できるよう、県ホームページに掲載

（3）募集方法

はがき、封書、FAX、Eメールで意見・提案を募集

（4）提出意見の状況

3名から27件

（5）意見の内訳

項 目		件 数
山口県文化財保存活用大綱に関する事	基本的な方針や措置に関するもの	5
	記載の方法や追加に関するもの	8
	その他	2
パブリック・コメント等に関する事		12

3 最終案の概要（素案の修正概要）

パブリック・コメントや県議会、文化財保護審議会、文化財保存活用大綱協議会、文化庁、市町教育委員会等からいただいた意見等について検証・検討を行い、必要に応じて記載内容を修正。

(1) パブリック・コメントを反映したもの

意見の内容	修正内容	頁
「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」の中に、防災危機管理課、消防保安課、山口県消防協会を記載すべき。	当該箇所へ、防災危機管理課、消防保安課を記載した。	5 1
「H30 観光地別観光客数」の網掛けの意味について記述すべき。	文化財を強調するため網掛けとしたが、表示方法を変更し、指定・登録文化財をゴシック体で表示し、注釈を記載した。	2 8
第1章 歴史・文化の〔江戸時代〕に記載されている「勝山御殿跡」(p 21)に、史跡指定日(H31. 2. 26)を記載すべき。	巻末に資料編として、国指定等文化財、県指定等文化財の一覧表を掲載し、指定日も記載した。	巻末 資料編
国指定文化財、県指定文化財等の一覧表を追加すべき。		
行政用語は意味が分かりにくいので、語句説明を作成すべき。	巻末に資料編として、用語解説を掲載した。	巻末 資料編

(2) 県議会・文化財保護審議会・文化財保存活用大綱協議会・文化庁・市町教育委員会等の意見を反映したもの

意見の内容	修正内容	頁
「文化財の保存や活用にあたり、県、市町はもとより、所有者、地域全体が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいくことが重要である。」とあるが、相互に理解を図りながら進めていく必要があるのではないか。	「県、市町、所有者等が相互に理解を図りながら、地域全体で同じ方針のもとに取り組んでいくことが重要である。」と記載した。	1
「台風・高潮、地震、豪雨・土砂災害」の表を、災害発生場所がわかる図に修正すべき。	災害発生場所がわかる図に修正した。	1 1
山口県の市町域を超えた広域的な歴史文化の特徴について記載を追加すべき。	「歴史・文化」の項の冒頭に、本県の広域的な歴史文化の特徴について記載した。	1 3
縄文時代から古墳時代の山口県の特徴がわかるように記載すべき。	縄文時代から古墳時代についての本県の特徴について追記した。	1 4, 1 5
史跡が持つ価値が正しく伝わるよう、学術的な意義を記載すべき。	史跡の価値の理解につながるよう、歴史的な背景など学術的な意義について記載した。	1 4, 1 6
p. 51 「(4) その他民間団体」に、ヘリテージマネージャー養成講座の取組を推進している山口県建築士会を記載すべき。	当該箇所へ山口県建築士会を記載した。	5 3
資料編に、無形文化財・無形民俗文化財の調査結果が掲載されている理由の説明が必要。	大綱策定のために調査したものであり、本文中に調査結果を資料編として掲載していることを記載した。	3 9

*その他、字句などの軽微な修正を実施。

4 今後のスケジュール

時期	内容
3月9日(月)	県議会文教警察委員会への報告
3月末	策定・公表

* 3月下旬 大綱の周知と市町の文化財保存活用地域計画等の策定促進を図るため、市町担当者、所有者等を対象とした説明会を開催予定。

「山口県文化財保存活用大綱（素案）」に対する

パブリック・コメントの概要について

1 意見の募集期間

令和元年12月16日（月）から令和2年1月15日（水）まで

2 意見の件数

3人 27件

3 意見の内容と県の考え方

(1) 山口県文化財保存活用大綱に関するもの

ア 大綱の基本的な方針や措置に関するもの 5件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「地域住民や民間団体等が主体的に参画し」(p35)を「地域住民や民間団体も主体的に参画し」に修正してほしい。	今後の文化財の保存・活用では、地域住民や民間団体が主体的に参画し、地域一体となって取り組んでいくことが必要であると考えています。
2	地域の未指定文化財と連携して体験、語り型のツアーも楽しいのではないかと常々思っていた。そのあたりを一緒に発信していくこともこの町にある文化財としての役割だと考える。さらに県内全域にある文化財だけでなく魅力ある他の場所に繋いだり繋いでもらったり広がってほしい。	未指定文化財を含め、地域にある様々な文化資源を一体的に活用する取組などを促進することとしています。
3	「文化財継承の担い手の確保」(p41)については、特に無形文化財、無形民俗文化財の中の「地域行事」について、県民が多く所属する「企業」に参加を促すPR・広報を定期的実施するといった内容を追加すべき。	地域行事を継承していくためには、県内の企業も含め学校、地域団体等、地域一体での取組が今後ますます重要と考えており、ご意見を踏まえ、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
4	火災に見舞われた時、SNSによる誤った情報の発信等、2次災害を防ぐための対処の方法の記載をしてほしい。	文化財が火災に見舞われた場合、正確な情報収集及び情報公開を行っています。
5	「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」の中に、防災危機管理課や消防保安課、山口県消防協会が記載されていないのはおかしいと思うが、なぜか。是非記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、防災危機管理課や消防保安課を「文化財の保存・活用の推進体制」の中に記載しました。 なお、県消防協会は、消防思想の啓発事業も行っていますが、文化財の保存・活用を主目的として行われているものではないことから、記載しておりません。

イ 記載の方法や追加に関するもの 8件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	本文中に「観光客が減ったところもある」(p26)との記述もあるので「一定年数前の観光者数」も明示すべきと考える。	本文では、全体的な傾向を記述しており、県内に数多くある個別の施設の観光客数の動向については、市町が発表している「観光客動態調査」を参照ください。

7	「表5 H30観光地別観光客数(50万人以上の観光地)」(p26)の、網掛有無の意味の記述をお願いする。	文化財を強調するため網掛けとじていましたが、いただいたご意見を踏まえ、指定・登録文化財が分かりやすいように、太字ゴシックの表示に改め、注釈を記載しました。
8	「文化財の保護制度」の説明(p27)は、箇条書きのほうを読みやすいしわかりやすい。	全体の文体を、文章による記述として整えています。
9	「勝山御殿跡」(p21)に「(H31.2.26国史跡に指定)」と追記してほしい。	巻末に資料編として、国指定等文化財の一覧表を追加し、指定年月日を記載しました。
10	年代表記が元号のみ、西暦のみ、双方併記が混在しているように見受けられる。わかりやすくするため西暦への統一またはすべて双方併記を宜しく願います。	図表を除き、原則、双方併記に統一しています。
11	記載語句に行政用語＝県民一般は意味がなかなか分からないであろう語句が散見される。他のパブリック・コメント/県民意見募集の資料のように、ページ下あるいは別資料として語句説明を作成願う。	ご意見を踏まえ、巻末に資料編として、用語解説を掲載しました。
12	国指定文化財等、県指定文化財等の一覧表記の追加を求める。「品目/項目一覧(種類別、歴史別)(可能であれば説明短文付記)」「所在箇所・分布上の地図上標記」を明示すべきと考える。	ご意見を踏まえ、巻末に資料編として、国指定等文化財及び県指定等文化財の一覧表を掲載しました。
13	文化財の所在地を地図上明示した資料を追加すべきと感じる。(あくまで例)ある年代の文化財について、種類別に色分けした上で所在地を地図上に明示。本文中で紹介されたものについてはNoを振る。	天然記念物等場所を特定できないものなどもあることなどから、全てを地図上に明示することは困難なため、個々の文化財の所在地については、文化庁ホームページ「国指定文化財等データベース」や県ホームページ「山口県の文化財」等でご確認ください。

ウ その他 2件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	登録有形文化財を、街のスポットとして、街の一つのシンボルとして、町に住む人々のコミュニケーションの場としての役割も担っていると考え、管理している。しかしながら、継続にあたっては、建物の改修保全など、経費を工面してきた。しかしながら、4年前より消防庁の指導により、自動火災報知設備などの消防設備が整っていないとして、2階がギャラリーなどとしての一般利用ができない状況にある。消防設備整備や老朽化について、市のほうに補助金などが可能であるか相談しているが、個人の所有物となるので難しいと回答をいただいている。2階をギャラリーとして子これからも継続利用していくには、何らかの形で支援を受けることができないだろうか。	対象者や工事内容に条件がありますが、消防設備の設置工事や、外観・内装等の修復工事に対して国の補助制度が利用できます。また、民間団体の助成制度もありますので、情報提供に努めてまいります。
15	「文化財防火デーに合わせた消火訓練の実施等を働きかける」(p47)とあるが、今後高齢者が増加することが考えられるため地域住民や消防団に関して、消火訓練だけではなく避難訓練も併せて記載したほうが良いのでは。	文化財を火災等から守る消火訓練の中で、参拝客等の避難誘導などの実施も働きかけています。

(2) パブリック・コメント等に関するもの 12件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	当案件、60頁近い資料であり、又本来関係法令等も参照しての意見送付をすべきと考える。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。
17	<p>そのような案件を、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計9案件実施(12/27時点)の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見公募の体を成していないと考える。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。(県のパブリックコメントに関する条例では募集期間は1か月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶している。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。(「条例等に則って」という場合は、「条例等」が「1か月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)</p>	<p>意見募集の時期や期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後のパブリックコメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
18	当件について、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	
19	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須という事となる。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施するための恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、当)をお願いする。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	
20	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(機関の年末年始回避、案件募集回避)のような意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」「募集時期集中時の期間延長」等について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
21	<p>前述対応が無かった場合は、「なぜ県として対応をしなかったのか」当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応日実施の理由を明示願う。</p> <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)がとられていないのか明示願う。</p>	
22	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足または期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例があるので返答に値しないと考える。)</p>	

23	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断するためにも、「県のホームページ＝県行政に関心または用事の在る県民が参照する媒体」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内でお願ひする)。(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶している。新聞の「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶している。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月25日の山口新聞、中国新聞)により広報に努めました。県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
24	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集全般についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事がほとんど掲載されていない理由を明示願う。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとするほうが明らかに県民の目に留まると思われる。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろうところに記事を掲載していない理由」にならないと考える。)</p>	
25	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願う。)</p>	
26	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報誌発行が2-3か月間隔というのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報誌発行頻度の見直しを実施願う。</p>	
27	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集のほかに、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願ひする。</p>	<p>作成にあたっては、山口県文化財保護審議会のほか、「山口県文化財保存活用大綱協議会」を設置し、文化財所有者や保存団体、市町や関係機関等から意見を聴取し、大綱に反映しています。</p>

山口県文化財保存活用大綱（最終案）の概要

策定の背景と目的

- ◇ 少子高齢化や過疎化の進展等による社会状況の変化を背景に、文化財を守り伝えてきたコミュニティ機能の低下や文化財の継承者不足等が顕在化。また、頻発する自然災害等により、文化財の喪失が進行
- ◇ 地域社会総がかりで文化財の保存・活用を進めていくことを目的に文化財保護法が改正され、各都道府県において地域が一体となって保存・活用を計画的に進めていくための基本的な方向性を示す大綱の策定が制度化
- ◇ 県、市町、所有者等が相互に理解を図りながら、地域全体で同じ方針のもとに保存・活用に取り組む共通の基盤として大綱を策定

文化財の意義

先人たちの長年にわたる努力により継承されてきた文化財は、心豊かな生活の源となるもので地域社会の精神的な支柱であり、優れた文化の創造と発展の基礎となるもの

大綱の位置付け

- ◇ 文化財保護法第183条の2第1項に定める県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱
- ◇ 本県の総合計画である「やまぐち維新プラン」や教育分野の計画である「山口県教育振興基本計画」における文化財分野に係る個別指針

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要

- 三方が海に開かれ、県の中央部を中国山地が東西に走るといふ地勢により、気候が温暖で、多様な植物や動物等が生息し地質の博物館と称されるなど、自然が豊か
- 人口は、昭和60年以降、減少を続け、近年では社会減に加え自然減も進行。特に中山間地域の減少率が高い
- 室町時代の大内氏の繁栄に伴う文化財や近代国家の成立につながった幕末維新関連の文化財が多く存在
- 年間50万人以上の観光客のある文化財も存在

2 山口県の文化財の概要

- 国の文化財は、国宝の10件と特別天然記念物の3件を含め、指定・選定文化財が257件、登録が105件
- 県の文化財は、指定文化財が355件で、有形文化財は彫刻、天然記念物は植物、無形民俗文化財は民俗芸能が多いことが特徴
- 埋蔵文化財包蔵地は3106ヶ所あり、弥生時代から中世にかけての遺跡が多い

3 文化財の保存・活用に関する課題

- 調査が十分でない分野の文化財や、価値0文化財も存在
- 経費負担の問題で修理が滞り、さらなる劣化の進行により修理費が増大するという悪循環も発生
- 相続者や継承者の不足等により、管理や行事の実施が困難な状況が発生
- 娯楽の多様化や価値観の変容等による文化財の本質的価値の理解の低下
- 文化財を観光等の地域資源として活用する能力への要求
- 自然災害等の頻発による文化財への被害の甚大化

4 目指すべき方向性・将来像

〔目指すべき方向性〕

- 県民一人ひとりが、文化財の重要性や可能性を理解し、文化財の継承者、伝承者、支援者として、主体的に守り伝えていく地域社会を目指す。
- 文化財の魅力を最大限に発揮し、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存はもとより、新たな文化創造へと還元される好循環の創出を目指す。

〔目指すべき将来像〕

地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく。

5 文化財の保存・活用の方針

- 文化財の幅広い掘り起しや価値が高いものの指定等による保護の実施
- 適時適切な保存・修理等による価値の維持
- 文化財の本質的な価値の理解促進と身近なものに感じられる環境づくりの推進

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等

- 未指定文化財の全県的な悉皆調査の実施
- 調査結果等を踏まえた指定の推進

2 文化財の修理・整備への支援

- 中・長期的な修理・整備計画の把握と寄付なども活用した計画的な財源の確保
- 保全・整備活動などを行うボランティア団体等との連携促進
- 専門的な知見等による技術的助言

3 文化財継承の担い手の確保

- 文化財保存活用支援団体やヘリテージマネージャー等の専門家の育成促進
- 所有者に代わり維持管理を行う管理責任者の研修と制度の利用促進

4 教育・人材育成

- 授業や課外活動での文化財を活用した学習機会の促進
- 出前講座や博物館等での学ぶ機会の充実
- 市町担当職員やボランティアガイド等の研修や情報提供

5 効果的な情報発信

- ホームページ等による指定文化財等の情報発信の強化
- ガイドツアーの充実や先端技術を利用したわかりやすい公開活用
- 無形民俗文化財等保存団体が行う公開機会の促進

6 地域活性化につながる効果的な活用

- 地域にある様々な文化資源の面的活用の促進
- 関係自治体と連携した関連性のある文化財の広域的な活用促進
- 観光部局等と連携した観光施設等との連携活用の促進

第3章 市町への支援の方針

- 全ての市町が、それぞれの地域の歴史や文化的特徴等を生かした保存・活用に係る取組が進むよう、下記の支援を実施する
 - 保存・活用に係る取組に対する事務処理ノウハウの提供や技術的な助言・支援、補助金をはじめとした各種支援制度等の情報提供
 - 地域計画の作成に向けた技術的な助言や情報提供
 - 建築基準法の適用除外等を受ける際の建築部局と連携した助言

第4章 防災・災害発生時の対応

- 1 防犯体制づくり
 - 地域や警察等関係機関と連携した防犯活動の推進や防犯設備の充実などの防犯環境の整備促進
- 2 防火体制づくり
 - 地域や消防等関係機関と連携した初期消火体制の構築や定期的な防火設備の点検、老朽化した設備等の修理・更新の促進
- 3 防災体制づくり
 - 安全な管理場所への移動の検討など、文化財が被災しにくい環境づくりの推進
 - 所有者等への文化財の価値の事前の周知徹底等による被災時の保全対策の促進
- 4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 推進体制
 - 担当課を中心に、文化振興、自然保護、観光等の関係部門と連携するとともに、市町や民間団体とも協力し、より広い視点から文化財の保護・活用を推進
- 2 今後の体制整備の方針
 - 研修等を通じた文化財担当職員の専門性の向上
 - 専門職員の計画的な採用や配置
 - 文化財保存活用支援団体の指定や担い手となる民間団体の育成

